

改正

平成19年3月30日規程第29号

平成20年4月1日規程第14号

平成24年3月30日規程第10号

平成26年6月18日規程第23号

(趣旨)

第1条 この規程は、庁内における審議機関としての建設工事等請負業者選考委員会の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成20年規程14号・24年10号〕

(設置)

第2条 建設工事等の契約の適正かつ円滑な執行を図るため、庁内に建設工事等請負業者選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

一部改正〔平成20年規程14号・24年10号〕

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 競争入札参加資格の審査、等級格付及び発注基準等に関すること。
- (2) 一般競争入札対象案件の選定、当該案件ごとに定める入札参加資格及び参加申請の承認等に関すること。
- (3) 指名競争入札に係る有資格請負業者の指名選定に関すること。
- (4) 共同企業体対象案件の選定及び共同企業体に係る構成員数、構成員の組合せ、構成員の資格等に関すること。
- (5) 低入札価格調査制度対象案件の選定及び入札結果に係る調査に関すること。
- (6) 談合情報に関する事情聴取の実施、入札の延期その他の入札談合に係る対応に関すること。
- (7) 指名停止等に関すること。
- (8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号及び第5号から第9号までの規定による随意契約の適否及び見積徴取業者の選定に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

全部改正〔平成20年規程14号〕、一部改正〔平成24年規程10号〕

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる職にある者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 参事
- (3) 総合政策課長
- (4) 総務課長
- (5) 農政課長
- (6) 都市建設課長
- (7) 上下水道課長

2 委員会に委員長を置き、副市長の職にある委員をもって充てる。

- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、総務課長がその職務を代理する。

一部改正〔平成19年規程29号・20年14号・24年10号・26年23号〕

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員は、会議に出席することができないときは、特別の事情によりやむを得ない場合を除き、当該委員がその職務を代行する者として指名する者を会議に出席させるものとする。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

一部改正〔平成20年規程14号・24年10号〕

(付議手続)

第6条 委員会の所掌に係る案件を所管する課の長は、委員会に付議すべき事案が生じたときは、委員会開催日の3日前までに、当該事案に係る参考となる資料を総務課長に提出しなければならない。

追加〔平成24年規程10号〕

(関係者の出席及び説明等)

第7条 委員長は、審議等のため必要があるときは、案件を所管する課の長及び担当職員の出席及び説明を求めるとともに、意見を聴くことができる。

追加〔平成24年規程10号〕

(審査等結果の報告及び通知)

第8条 委員長は、会議において審議等をした結果を市長に報告するとともに、第6条の規定により提出された事案について審議等をしたときは、その結果等を当該案件を所管する課の長に通知しなければならない。

追加〔平成24年規程10号〕

(秘密の厳守)

第9条 委員会は、第2条に規定する目的を達するため、公正にその任務を行うとともに秘密を厳守しなければならない。

一部改正〔平成24年規程10号〕

(持ち回り審議等)

第10条 委員会の審議等を必要とする案件で、緊急を要すると認めるもの又特に軽易なものであると認めるものについては、持ち回りによる審議等に付して、会議に代えることができる。

一部改正〔平成19年規程29号・20年14号・24年10号〕

(庶務)

第11条 委員会に関する庶務は、総務課において処理する。

一部改正〔平成20年規程14号・24年10号〕

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。ただし、委員会の会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

一部改正〔平成24年規程10号〕

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規程第29号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規程第14号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規程第10号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（那須烏山市建設工事入札参加資格審査会設置及び運営規程等の廃止）

- 2 次に掲げる規程は、廃止する。

（1） 那須烏山市建設工事入札参加資格審査会設置及び運営規程（平成17年那須烏山市規程第27号）

（2） 那須烏山市公正入札調査委員会設置及び運営規程（平成17年那須烏山市規程第28号）

（3） 那須烏山市低入札価格調査委員会設置及び運営規程（平成17年那須烏山市規程第29号）

附 則（平成26年6月18日規程第23号）

この規程は、公布の日から施行する。